

北区総合庁舎 広告付き周辺案内地図仕様書

1 概要

(1) 提案を募集する業務

北区総合庁舎における広告付き周辺案内地図の設置

(2) 設置場所（別添位置図も参照）

北区総合庁舎本庁舎（京都市北区紫野東御所田町33-1） 1基

(3) 業務の内容

北区の庁舎周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

(4) 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年

（詳細は別途協議のうえ決定するものとする。）

2 各部仕様

(1) 本体

ア 縦 1,200 mm×横 1,800 mm 程度の大きさで作成すること。

イ 本体は、地震時等含めて転倒・落下しないよう、壁面又は床面に固定すること。

ウ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

エ 電照タイプ（LED省エネタイプ、調光器付、タイマー付）とすること。また、その設置後の電気代は受託者負担とする。

(2) 周辺案内地図

ア 本体内に収まり、

縦 1,000 mm×横 800 mm 以上（地図部）の大きさで作成すること。

イ 公共施設・災害時の避難場所等の地点や公共交通機関の路線図等の表示について、北区役所と内容の調整をすること。

ウ 色弱者に配慮した配色等でデザインすること。

エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。

オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。

(3) 広告枠

ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）

イ 医療機関（ただし、歯科を除く）の広告は掲載しないこと。

ウ 広告と地図上の箇所とを番号等で対応させておくこと。

エ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。

オ 広告枠内の右上又は左上に「**広告**」と表示すること。

カ 広告の内容については、事前に京都市に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。

キ 「本市の財源確保のため、広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」等の表示を広告枠外に施すこと。

3 その他

(1) 設置費用・広告料金等

- ア 制作、設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。また、設置に当たっては本体と共に電気コンセントも設置（本線からの配線工事含む）すること。電気コンセントの設置位置については、北区役所と協議を行うこと。新規コンセントの設置が困難な場合は、既存のコンセントからの延長での対応も可とする。
- イ 広告料（行政財産の目的外使用料を含む）の納金については、年度ごとに、北区役所からの請求に応じて支払うこと。
- ウ 電気代については、1年度分を、北区役所からの請求に応じて支払うこと。また電気代は、以下のとおり計算する。

・計算方法

電気料金単価(1kwh) × 一日当たりの使用時間 × 使用日数 × 設置している機器類の消費電力(kwh)

※電気料金単価(1kwh)は、前年度の本庁舎、西庁舎の定額電灯分を除く年額の電気料金総額を総使用量で除して得た単価を用いる。

(2) 留意事項

- ア この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準、その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。
- イ その他の条件については、別途協議のうえ定めるものとする。